

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

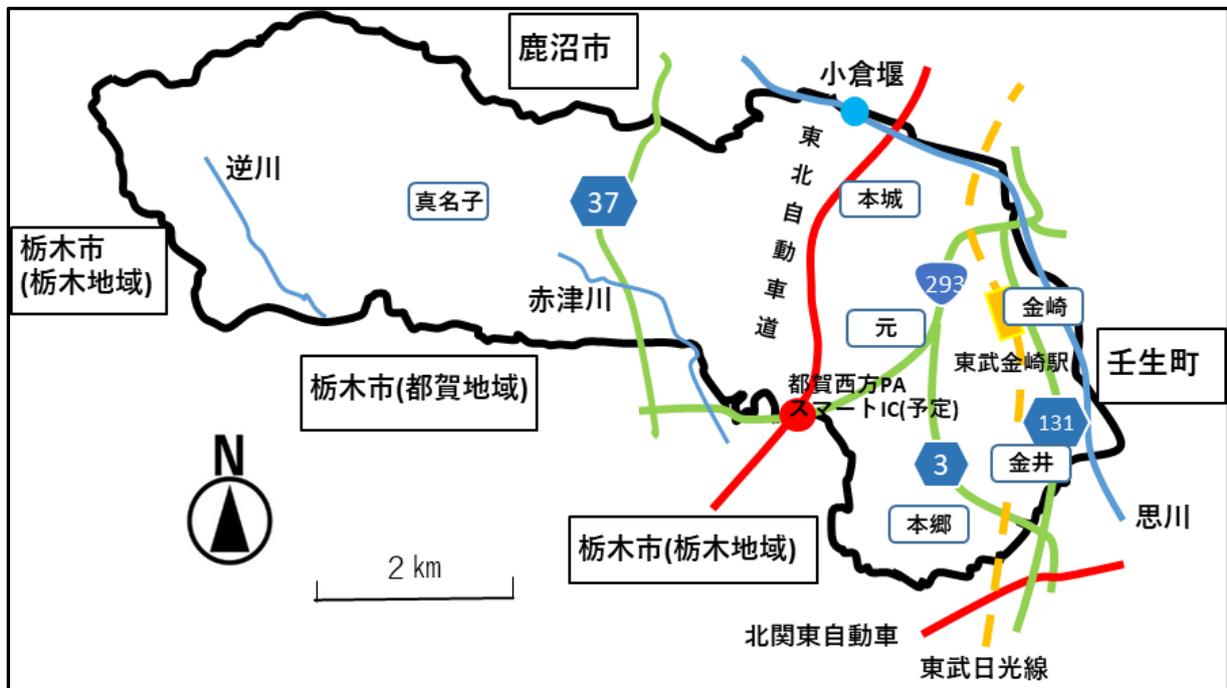
事業継続力強化支援事業の目標

1. 現 状

(1) 地域の概要

栃木市は、平成の大合併により、栃木・大平・藤岡・都賀・西方・岩舟の1市5町が合併し誕生した。市内には栃木商工会議所と、それぞれの旧地域に当商工会を含む5商工会が併存しているが、本計画の対象地域は、合併前の旧西方町であり、西方商工会の管轄地区である。

市の最北にあり、面積は32.00km²で、総面積331.50km²の9.6%を占める。当地域を縦断する東北自動車道の東側が平野部、西側が山間部(真名子地区)に大きく分けられる。



(2) 地域の自然災害リスク

当地域は、利根川水系一級河川思川(おもいがわ)が流れ、中央には利根川水系一級河川赤津川(あかづがわ)が流れている。西側には赤津川に合流する逆川(さかさがわ)が流れており、真名子地区一帯は鹿沼市との境にある大倉山(おおくらやま)・谷倉山(やぐらさん)へと繋がる低山であり、森林が多い地域である。

当地域で自然災害が発生した場合に想定される被害等は、次のとおり。

① 洪水

栃木市防災会議が作成した「栃木市地域防災計画(平成31年3月修正)」及び「栃木市防災ハザードマップ(2019年3月版)」によると、洪水予報河川である思川について浸水想定区域が指定されており、思川の東側全域及び西側の一部の広範囲に渡り10.0m未満の浸水が想定されている。

② 土砂災害

「栃木市地域防災計画（平成31年3月修正）」及び「栃木市防災ハザードマップ（2019年3月版）」によると、真名子地区を中心に、急傾斜地崩壊の土砂災害(特別)警戒区域、土石流の土砂災害(特別)警戒区域、地すべり警戒区域が存在し、土砂災害が生じるおそれがある。

③ 地震

国立研究開発法人防災科学技術研究所「地震ハザードステーション」によると、今後30年間で震度6弱以上の地震が発生する確率は、当地域の東側は6～26%、西側は0.1～3%（一部3.0～26.0%）である。

「栃木市地域防災計画（平成31年3月修正）」によると、栃木市直下に震源を仮定した地震(マグニチュード6.9)の被害予測は、当市の低地などで震度6強、ごく一部のエリアで震度7となるところもあり、市内の広い範囲で震度5強以上となると予測されている。人的被害やライフライン被害、交通施設被害など広範囲の被害が想定される。

④ 集中豪雨

近年、これまでに経験したことがないような豪雨が頻発しており、今後も地球温暖化等の影響により、集中豪雨に対して注意が必要である。

また、当地域は平成27年9月関東・東北豪雨災害、令和元年東日本台風と近年2度にわたって本城・真名子地区で水害及び土砂災害が発生した。

令和元年東日本台風により、壊滅的な被害を受けた事業者はほとんどなかったものの、アンダーパス冠水、法面崩壊、路肩崩れ、河川埋塞、増水による床上浸水被害に遭った。このような状況に鑑み、今後更なる集中豪雨に対し減災の取組を進め、想定外の被害対策をしなければならぬ。

(3) 感染症のリスク

感染症が流行した場合に想定される影響等は、次のとおり。

① 売上の減少

次に示す消費者等の動きと、これに伴う需要の落ち込み

- ・ 不要不急の外出自粛
- ・ 式典、イベント、会合、学校行事等の中止
- ・ 宴会、宿泊、旅行（ツアー・貸切バス利用他）等のキャンセル
- ・ 学校休校
- ・ 風評被害
- ・ 先行き不安による消費マインドの低下

② 仕入・調達等の支障

次に示す企業等の動きと、これに伴う需要又は供給の落ち込み

- ・ 工場、物流（海外を含む）の停止
- ・ 原材料、資材、部材等の不足、納入遅延、価格の高騰
- ・ 部品、製品、商品の不足、納入遅延、価格の高騰
- ・ 備品（マスク・消毒薬等）、燃料の不足、納入遅延、価格の高騰
- ・ 生産、工期の遅れ
- ・ 生産の減少、未成工事の増加に伴う受注制限、停止

③ 事業継続への影響

- ・ 資金繰りの支障

- ・本人又は家族の感染に伴う従業員の出勤停止
- ・学校等休校に伴う子の世話等による従業員の出勤不能
- ・営業自粛・時間短縮要請への対応難
- ・テレワーク、時差出勤への対応難

(4) その他の事業継続リスク

自然災害、感染症以外の不慮の事態とその影響等は、次のとおり。

① 店舗・工場等の火災

- ・所有する建物や設備、什器、備品等の滅失、これに伴う事業の停滞、縮小、休止、廃止

② 経営者・従業員の病気やケガ

- ・長期療養による就業不能又は死亡、これに伴う事業の停滞、縮小、休止、廃止

(5) 商工業者の状況 (平成 28 年経済センサス活動調査)

商工業者数 250 者 (うち小規模事業者数 196 者)

業 種	商 工 業 者	小規模事業者	備 考 (事業所の立地状況等)
建 設 業	47	45	地域内に点在
製 造 業	68	49	〃
卸 売 業	15	9	県道 131 号線(日光例幣使街道)沿い及び周辺に多い
小 売 業	49	36	〃
飲食店・宿泊業	16	10	〃
サービス業	37	30	〃
そ の 他	18	17	〃
合 計	250	196	

(6) これまでの取組

① 栃木市の取組

- ・地域防災計画の策定
- ・地域防災計画の改訂
(地域防災計画 平成 31 年 3 月修正、水防計画 平成 31 年 3 月修正)
- ・防災ハザードマップの作成(平成 31 年 3 月)
- ・防災の研修会・講演会、防災訓練の実施
- ・災害情報の発信
- ・防災備品の備蓄
- ・令和元年東日本台風による被害からの復旧ロードマップ作成と各施策の実施
- ・栃木市国土強靱化地域計画の策定準備

② 西方商工会の取組

- ・会員被災情報の収集
- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・県主催の事業者BCP策定セミナーの周知と参加促進

- ・栃木県火災共済(協)と連携した火災共済への加入促進
- ・上部団体である全国商工会連合会（以下、「全国連」という。）の福祉共済（病気・ケガの補償）への加入促進
- ・防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等）の備蓄
- ・市が実施する防災訓練への参加及び協力

2. 課 題

（１）事業者に対すること

- ・防災、減災の必要性を十分認識していない事業者に対し、意識啓発を強化し、地域内事業者の災害リスクの認識向上を図ること
- ・防災、減災にどのように取り組んだら良いか分からない事業者に対し事例等を交えて紹介し、多くの事業者の取組につなげること
- ・規模が小さい事業者ほど取組開始が低調であることから、簡易なものから紹介し、取組開始のハードルを下げる

（２）商工会内部に関すること

- ・平成 24 年 11 月に西方商工会危機管理マニュアルを策定したものの、実際の緊急時の対応が確立できておらず、職員個々の知識と能力に頼らざるを得ない状況であることから、対応にあたる具体的な体制・役割分担などについて、職員間で十分に共有し、行動できるようにすること
- ・事前の対策・緊急時の対応を進めるにあたり、必要なノウハウを持つ人員が不足していることから、職員の資質向上を図ること
- ・緊急時における市と商工会、国、栃木県、栃木県商工会連合会（以下、「商工連」という。）との被害情報の報告ルールが定まっていないことから、共有報告ルート、内容等を明確にすること

3. 目 標

自然災害に対しては、栃木市地域防災計画を踏まえつつ、西方商工会地域の商工業者に対する事前防災・減災の対策や発生後のいち早い応急・復旧等について、栃木市と西方商工会が一体となって取り組む。

地域全体を巻き込む自然災害や感染症、更には事業者個々に不測の事態が発生しても、経済活動が機能不全に陥ることを防ぎ、西方商工会地域、ひいては栃木市全体と、これを構成する事業者の持続的発展を目指す。

具体的な目標は、次の 3 項目。

➤ 小規模事業者が取り組み可能な事業継続力強化の提案と支援

事業者に対し地域の自然災害、感染症、その他の事業継続リスク（火災、病気やケガを含む）等を認識させ、事業者BCP策定を含む事業継続力強化への取組を支援するとともに損害保険・共済制度への加入を促す。

➤ **速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立**

自然災害、感染症リスク発生時に速やかな支援が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を職員全員が把握する。

➤ **被害の把握・報告ルート**の確立

緊急時における市と商工会、国、県、商工連との被害情報報告ルート、内容等を明確化し、リスク発生時は商工会の会員・非会員を問わず地域内の被害情報を収集し、必要な支援につなげる。

1. 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和3年4月1日～令和8年3月31日)

2. 事業継続力強化支援事業の内容

(1) 事前の対策

① 地域内事業者に対する自然災害等事業継続リスクの周知

- ・職員による巡回や窓口指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等の事業継続リスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済制度加入等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険・共済制度の概要、事業者BCPに積極的に取り組む事業者の紹介等を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、事業者に対し、普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険・共済制度の紹介等を実施する。
- ・全国連作成の「リスクチェックシート」等を活用しながら、リスクごとの損害保険・共済制度の加入確認を行い、対応が不十分な項目について、加入の提案等を行う。

② 地域内事業者に対する事業者BCPの作成支援

- ・事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等（避難訓練、連絡訓練等の実施）について助言を行う。
- ・事業者BCP策定のためのワークショップを開催する。
- ・策定支援に際しては、県のBCP策定支援プロジェクトも活用する。

③ 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・西方商工会危機管理マニュアルを平成24年11月に作成済み（別添）。

④ 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険(株)、全国連と提携しているあいおいニッセイ同和損保(株)に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関へ普及啓発ポスターの掲示を依頼する。

⑤ フォローアップ

- ・地域内事業者の事業者BCP等への取組状況を確認する。
- ・(仮称)栃木市事業継続力強化支援協議会(構成員：西方商工会、栃木市)を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

⑥ 訓練の実施

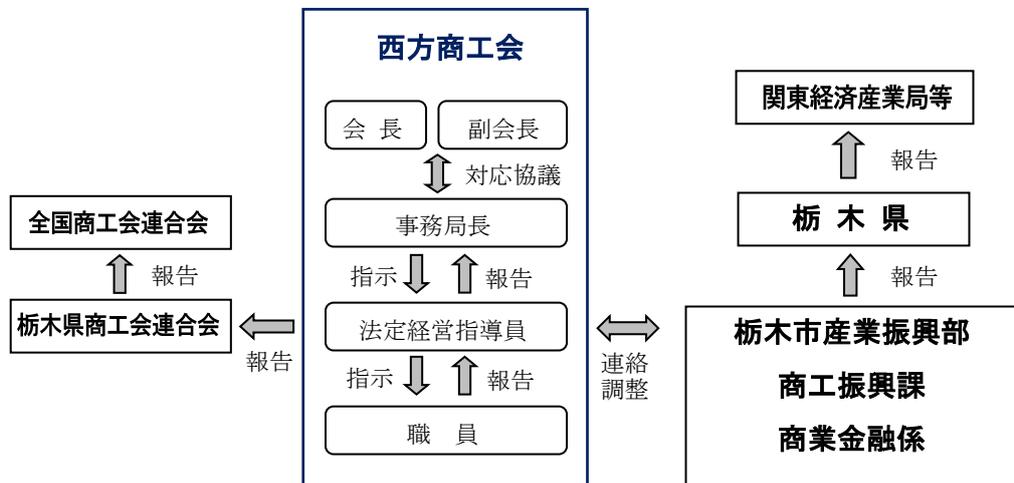
- ・災害（令和元年東日本台風・東日本大震災等と同規模）が発生したと仮定し、市と商工会の連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

以上、①②④⑤⑥の対策については、適宜、東京海上日動火災保険(株)、あいおい

ニッセイ同和損保(株)の他、栃木県火災共済(協)と連携協力し実施する。

(2) 自然災害等リスク発生時における指揮命令系統・連絡体制

- ・自然災害等リスク発生時の指揮命令系統・連絡体制は以下のとおりとする。
- ・事前に風水害等の発生が予想される場合は、あらかじめ指揮命令系統・連絡体制の確認を行う。



(3) 自然災害等リスク発生時の対応

① 大規模自然災害

大規模自然災害が発生(※1)した場合は、以下の手順で対応する。

(※1) 大規模自然災害発生とすることの目安

- ・風水害：特別警報が発表された場合
- ・地震：震度5強以上の揺れが観測された場合

1) 職員の安否・出勤可否の確認

- ・商工会職員は、発生後速やかに法定経営指導員(又はその代行者)へ安否・出勤可否の報告を行う。
- ・報告を受けた法定経営指導員は、職員の業務従事の可否を市及び商工連へ報告するとともに、市が把握する被害状況を共有する。

2) 地域内事業者の被害状況の確認

- ・市は、り災証明書等の発行により、地域内事業者の被害状況を確認する。
- ・商工会は、巡回・電話等により地域内事業者の被害額・状況を確認する。

3) 被害情報の共有

- ・市と商工会は、以下の方法と頻度で被害情報等を共有する。
- ・情報共有は、本計画の申請ガイドライン(栃木県版)で示された実態調査票(様式1)を用いる。

・共有方法 電子メール(又はFAX)

・共有頻度

期間(発生日起算)	頻度
1週目	1日に2回
2週目	1日に1回
3・4週目	1週間に2回
5週目～	1週間に1回

※状況に応じ調整あり

4) 被害情報の報告

- 市と商工会は3) のとおり情報を共有した後、市は県へ当該実態調査票を用い、定められた期日までに報告する。また、商工会は当該実態調査票の内容を網羅した全国連の商工会災害システムも活用し、随時報告する。

② 国際的に脅威となる感染症

国際的に脅威となる感染症（※2）が流行した場合は、以下の手順で対応する。

（※2）国際的に脅威となる感染症流行とすることの目安

- 世界保健機関（WHO）が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」に該当すると表明した場合

1) 地域内事業者に対するリスクの周知

- 感染症発生国の経済状況・工場の稼働状況等、今後地域内事業者の経営に影響を与えるリスクについて周知する。

2) 地域内事業者の被害状況の確認

- 市は、来庁又は問い合わせを受けた地域内事業者の被害状況を確認する。
- 商工会は、巡回・電話等により地域内事業者の被害状況を確認する。

3) 被害情報の共有

- 市と商工会は、以下の方法と頻度で被害情報等を共有する。
- 情報共有は、本計画の申請ガイドライン（栃木県版）で示された実態調査票（様式2）等を用いる。

- 共有方法 電子メール（又はFAX）
- 共有頻度

期 間	頻 度
海 外 発 生 期	1月に1回
国 内 発 生 早 期	1月に2回
国 内 感 染 期	1週間に1回

※状況に応じ調整あり

4) 被害情報の報告

- 市と商工会は3) のとおり情報を共有した後、市は県へ、商工会は商工連へ定められた期日までに報告する。なお、情報報告は当該実態調査票等を用いる。

(4) 被災事業者に対する支援

① 応急対策時の支援

- 相談窓口の設置にあたっては、市と商工会が対応内容等について協議し、安全性が確認された場所に開設する。
- 応急時に有効な被災事業者施策（国、県、市等の施策）を周知する。
- 被災事業者に、各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受ける場合に必要な「り災証明書」について周知し、取得を促す。また、添付が求められる被災状況写真を撮影しておくよう指導（又は撮影）する。

② 復旧・復興支援

- ・国、県の方針に従って、市と商工会が復旧・復興支援の方針を決め、被災事業者に対して支援を行う。
- ・被災事業者施策（国、県、市等の施策）を周知する。
- ・被害規模が大きく、市・商工会職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県・商工連等に相談する。

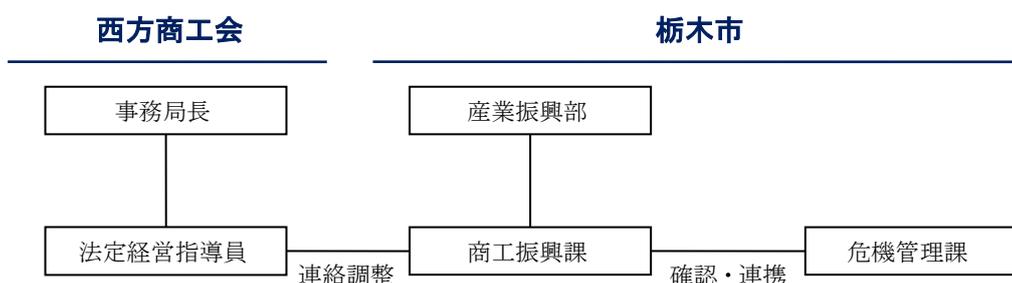
(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和2年12月現在)

(1) 実施体制 (商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会と関係市町の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 法定経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

① 法定経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 野沢 尚子 (連絡先は (3) ①のとおり)

② 法定経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

- ・ 本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (四半期に1回以上)

(3) 商工会、関係市町連絡先

① 商工会

西方商工会

〒322-0604 栃木市西方町元 348-4

TEL : 0282-92-2108 / FAX : 0282-92-2485

E-mail : nishikata_net@shokokai-tochigi.or.jp

② 関係市町

栃木市役所 産業振興部商工振興課

〒328-8686 栃木市万町 9-25 本庁舎 4階

TEL : 0282-21-2371 / FAX : 0282-21-2683

E-mail : syoukou@city.tochigi.lg.jp

(4) 被害情報報告先

① 栃木県

産業労働観光部 経営支援課

〒320-8501 宇都宮市埴田 1-1-20

TEL : 028-623-3173 / FAX : 028-623-3340

E-mail: dantai-s@pref.tochigi.lg.jp

② 栃木県商工会連合会

顔晴る企業応援課

〒320-0806 宇都宮市中央 3-1-4

TEL : 028-637-3731 / FAX : 028-637-2875

E-mail : ganbaru_fed@shokokai-tochigi.or.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
必要な資金の額	250	250	250	250	250
1. BCP策定セミナー開催費 ・講師謝金・旅費・会場借料・広告料	100	100	100	100	100
2. 個社支援 ・専門家派遣費・専門家謝金・旅費	80	80	80	80	80
3. 普及・啓発費 ・ポスター、チラシ印刷費	30	30	30	30	30
4. 協議会開催費 ・専門家謝金・旅費・会議費	40	40	40	40	40

調達方法

会費、栃木市補助金、事業収入等